

傍 聴 要 領

古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する人は、受付において傍聴人受付簿に住所・氏名を記入し、傍聴券の交付を受けてください。
- (2) 傍聴券は、会議当日受付で交付します。
- (3) 退場するときは、傍聴券を返還してください。

2 傍聴席以外の入場禁止

傍聴人は、傍聴席以外には入ることができません。

3 傍聴席に入ることができない人

次の各号に該当する人は、傍聴席に入ることができません。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている人
- (2) 酒気を帯びていると認められる人
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等により議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている人
- (4) その他古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会委員長（以下「委員長」という。）が、職務執行上支障があると認める人

4 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話等これらに類するものは、使用できないよう電源を切っておくこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) はちまき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、策定委員会の支障となる行為をしないこと。

5 写真、映画等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、傍聴席において委員長の許可無く写真撮影、録画、録音等を行うことはできません。

6 傍聴人の退場

傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場してください。

7 係員の指示

傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

8 違反に対する措置

委員長は、傍聴人が上記の事項に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは、退場させることができます。